

第1章 総則

第1条（名称） 本団体は、FABO（以下「本団体」という）と称する。

第2条（事務所） 本団体の団体所在地は、横浜市中区に置く

第3条（目的） 本団体は、海洋環境に関する活動を行うことにより、海洋生態系の保全、また、海と共存する文化を広めることを目的とする。

第4条（事業） 本団体は、関連するすべての法令の遵守のもと、前条までの目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 漁業者と連携した、または独自の海洋環境に関する情報発信
- (2) 海洋環境保全イベントの開催
- (3) その他、本団体の目的を達成するために必要な事業

第5条（規約の改定および管理） 本規約の改定は、総会において出席した正会員の議決権の過半数の承認を得なければならない。

- 2 本規約の下位基準となる「FABO 総合運営規程」および「FABO 運営要領」の策定、改定、および廃止に関する権限は、事務局が有するものとする。
- 3 事務局は、活動現場の状況や安全性向上等に応じて、適宜諸規程を見直すことができる。改定したときは、速やかに電磁的方法により会員に通知し、周知を図らなければならない。

第6条（反社会的勢力の排除） 本団体は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。

- 2 本団体は、会員または共同事業の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、何らの催告を要せず、直ちに入会拒否、除名、または契約の解除を行うことができる。

第2章 会員

第7条（会員の種別） 本団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員：本団体の目的に賛同して入会し、運営に参画する個人または団体。総会における議決権を有する。
- (2) FABO FRIENDS（友の会）：本団体の目的に賛同し、活動を支援する個人または団体。総会における議決権は持たない。

第8条（入会および会費） 正会員に関する入会条件、会費、および遵守事項等は、別に定める「FABO 会員規約」による。

- 2 FABO FRIENDS に関する詳細は、別にさだめる「FABO FRIENDS 規約」による。

第3章 役員

第9条（役員） 本団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 理事 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査役 1名

第10条（役員を選任および任期） 役員は、総会において正会員の互選により選出する。任期は2年とするが、再任を妨げない。

第11条（役員の職務） 代表は、本団体を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は、代表を補佐し、代表に事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監査は、団体の業務および財産の状況を監査する。

第4章 総会

第12条（構成および権限） 総会は、本団体の最高意思決定機関であり、正会員をもって構成する。

第13条（招集） 定期総会は、毎年1回開催する。招集は代表が行い、少なくとも10日前までに電磁的方法（LINEまたはメール）で通知する。

2 正会員総数の5分の1以上から請求があったときは、代表は臨時総会を招集しなければならない。

3 正会員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催できる。

第14条（成立および議決） 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 出席正会員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のない事項も議案とすることができる。

第15条（議事録） 総会の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成する。開催日時、場所、出席者数、経過と結果、議長氏名などを記載しなければならない。

第4章 資産および会計

第16条（事業年度） 本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第17条（事業報告および決算） 代表は、毎事業年度終了後、事業報告書および収支計算書を作成し、監査役監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第18条（剰余金の分配禁止） 本団体は、剰余金の分配を行うことができない。

第5章 解散

第19条（解散および残余財産の帰属） 本団体が解散したときに有する残余財産は、総会の議決を経て、本団体と目的を同じくする非営利団体等に贈与するものとする。

附 則1. この会則は、2024年1月20日から施行する。

附 則2. 2025年3月8日、一部条分の追加および変更、施行

附 則3. 2026年3月28日、一部条分の追加および変更、施行

FABO 会員規約

(目的)

第1条 本規約は、FABO基本規程第5条に基づき、本団体の正会員の入退会、権利義務、会費および遵守事項を定めることを目的とする。

(入会の条件)

第2条 本団体の正会員は、本団体の目的に賛同し、次に掲げる条件をすべて満たした個人または団体とする。

- (1) 各都道府県で定められた漁業調整規則を遵守すること。
- (2) 新規に正会員となる者はFABOが主催する活動（FABO FRIENDSを含む）に、通算3回以上参加した実績を有すること。
- (3) 本団体の理念および活動方針に賛同し、事務局の承認を得た者とする。
- (4) 新規に正会員となる者は、18歳以上の個人で、本団体の活動の性質を理解し、自らの責任において参加できる者とする。
- (5) 会員は、本団体の活動が自然環境下で行われることを理解し、一定の危険を伴う可能性があることを理解した上で参加するものとする。活動中の事故、怪我、または損害については、原則として自己の責任において参加するものとする。

(入会手続き)

第3条 正会員として入会しようとする者は、入会（更新）申込書を代表に提出し、次の承認プロセスを経るものとする。

- (1) 入会希望者本人が、代表および本団体の漁業者役員に対し、直接、参加の意志および活動趣旨への理解と継続的な関与への意向を伝え、了承を得ること。

(会費)

第4条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 年会費：2,000円
- (2) 会費の納入方法および期限については、役員会が別に定める。
- (3) 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(遵守事項)

第5条 会員は、活動にあたり以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本団体の目的および理念を尊重し、社会的信用を損なう行為、他者を傷つける行為、または本団体の名誉を毀損する行為を行ってはならない。
- (2) 漁業調整規則をはじめとする関連法令を遵守すること。
- (3) 円滑な連絡・調整のため、LINEまたは電子メール等の電磁的方法により、事務局と直接かつ継続的に連絡がとれる状態を維持すること。
- (4) 会員は、本団体の活動を通じて知り得た未公開情報および漁業関係者の不利益につながる情報を守秘する義務を負い、退会後もこれを遵守する。

- (5) 本団体の活動を通じて得られた資料、記録、成果物等は、本団体の承認なく外部へ提供、公開、または使用してはならない。
- (6) 会員が本団体の活動に関連して自己または所属組織の利益を図る場合には、事前に本団体へ申告し、適切な調整を行うものとする。
- (7) 会員は、本団体の名称、ロゴ、または活動を、事前の承認なく自己の事業活動または営利活動に使用してはならない。

(退会)

第6条 会員は、代表に対して退会を届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、または団体が消滅したとき。
- (2) 本団体の指定する連絡手段（公式LINE等）から脱退したとき。
- (3) 本団体が指定する連絡手段（LINE等）を通じて連絡を行ったにもかかわらず、3か月以上応答がなく、連絡不能と認められる場合は、事務局の判断により退会とすることができる。
- (4) 会費を6か月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず納入がない場合は、退会とすることができる。

(除名)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、基本規程に定める手続きを経て、これを除名することができる。

- (1) 本規約または基本規程に違反した場合。
 - (2) 本団体の名誉を毀損し、または設立目的に反する行為をした場合。
 - (3) 漁業調整規則違反、または犯罪行為その他の信用を失う行為があった場合。
- 2 前項の規定により除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、漁業調整規則違反または犯罪行為が明白な場合は、事務局の判断により即時除名し、地元漁業者へ即時に報告するものとする。

(規約の変更)

第8条 本規約の変更は、事務局の議決を経て、次回の総会において報告するものとする。

附 則 1. この規約は、2024年1月20日から施行する。

附 則 2. 2025年3月8日、一部条分の追加および変更、施行

附 則 3. 2026年3月28日、一部条分の追加および変更、施行

FABO FRIENDS規約

(目的)

第1条 本規約は、FABO規約およびFABO総合運営規則に基づき、本団体の活動を支援する「FABO FRIENDS（友の会）」の入退会、権利、会費および遵守事項を定めることを目的とする。

(定義と資格)

第2条 FABO FRIENDSは、FABOの活動や海への想いに共感し、実際の活動を共にすることができる個人を対象とした会員制の「友の会」である。

2. 各都道府県で定められた漁業調整規則を遵守すること。
3. FABO FRIENDSの会員資格は、本団体の活動（イベント、ワークショップ、海岸清掃等）に2回以上参加し、その趣旨に賛同する小学生以上の個人を対象とする。
- 4 FABO FRIENDSは、FABO規約第7条に基づき、総会における議決権を有しない。

(入会手続き)

第3条 FABO FRIENDSとして入会を希望する者は、本規約に同意し、入会申込書（電磁的方法を含む）を代表に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 入会の承認は事務局が行う。団体の目的に著しく反する行為が認められる場合は、承認しないことがある。

(会費)

第4条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 年会費：1,000円
- (2) 会費の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 年会費の支払は3月末日までに支払うものとする。
- (4) 年会費の支払が確認できない場合はFABO FRIENDSの資格失効となる。
- (5) 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(特典)

第5条 本団体は、FABO FRIENDSに対し、以下の特典を提供することがある。

- (1) 年に数回開催される会員限定の藻場保全活動、もしくは団体主催イベントへの優先参加権
- (2) 年1回の機関紙または活動報告の紙媒体もしくは電子データでの送付
- (3) その他、事務局が定めるサービス

(遵守事項および禁止行為)

第6条 会員は、活動にあたり以下の事項を遵守し、これに反する行為を行ってはならない。

- (1) 漁業調整規則をはじめとする関連法令を遵守すること
- (2) 本団体の名称や活動内容を利用して、個人または法人の利益を目的とした宣伝・営業活動を行うこと
- (3) 本団体の目的や信用を傷つける行為、または活動を妨害する行為

(退会)

第7条 会員は、代表に対して退会を届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、または団体が消滅したとき。
- (2) 本団体の指定する連絡手段（公式LINE等）から脱退したとき。
- (3) 本団体が指定する連絡手段（LINE等）を通じて連絡を行ったにもかかわらず、3か月以上応答がなく、連絡不能と認められる場合は、事務局の判断により退会とすることができる

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、FABO規約に定める手続きを経て、これを除名することができる。

- (1) 本規約またはFABO規約に違反し、本団体からの是正勧告に従わない場合
- (2) 漁業調整規則違反、犯罪行為、または反社会的勢力との関係が判明した場合

(規約の変更)

第9条 この規約の改定および廃止は、FABO総合運営規則第2の項定めに従い、事務局の議決をもって行う。

- 2 前項に基づき規約を改訂したときは、速やかに電磁的方法により会員に通知し、周知を図らなければならない。

附 則 1. この規約は、2026年3月28日から施行する。